

和泉市総合計画等進行管理要綱を次のように定める。

令和8年8月20日

和泉市長 辻 宏 康

和泉市総合計画等進行管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第6次和泉市総合計画（以下「総合計画」という。）、和泉創発プラン2.0（以下「創発プラン」という。）及び第3期和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の適切な進行管理を行うため、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) K G I 総合計画及び総合戦略において、めざすべき将来像や最上位の目標の達成度を測定するために設定する重要目標達成指標をいう。
- (2) 数値目標 総合計画及び総合戦略において、各施策に設定する目標値をいう。
- (3) K P I 創発プラン及び総合戦略において、各施策に基づく具体的な取組事業の達成すべき成果として設定する指標をいう。
- (4) 計画等 総合計画、創発プラン及び総合戦略をいう。

(進行管理の実施)

第3条 計画等の進行管理は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 計画設定 数値目標及びK P I の達成に向け取組を実施する課等の長が、当該取組を実施する年度の前年度に取組の想定事業費、内容等を設定する。
- (2) 事後検証 取組を実施する課等の長が前年度に実施した取組の実施状況の把握、設定した目標の達成度の分析及び評価を行うとともに、数値目標及びK P I の達成に向けた今後の取組及び方向性を明示する。
- (3) 内部評価 事後検証の結果をとりまとめた後、次条に定める会議において数値目標及びK P I の達成度等の総括並びに創発プランの見直し等の検討を行う。
- (4) 外部評価 外部評価委員会において、計画等に係る事業の評価、検証等

を行う。

- 2 数値目標及びK P Iの達成度、評価の結果等については、市ホームページ等により公表する。
- 3 進行管理の過程で行う評価については、事業の改善及び計画等の見直し等に活用するものとする。

(会議)

第4条 計画等の進行管理を行うため、和泉市総合計画等進行管理会議（以下「会議」という。）を置き、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 会議に委員長1名、副委員長2名を置き、委員長は和泉市副市長事務分担規程（平成29年和泉市訓令第7号）第2条で定める政策企画室担当副市長をもって充て、副委員長は他の副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長（他の副市長、教育長の順）がその職務を代行する。
- 5 会議は、委員長が必要の都度招集する。
- 6 委員に事故等があり会議に参加できないときは、委員の指名した者が代理して会議に出席することができる。
- 7 会議の結果については、必要に応じ市長へ報告し、その指示を仰ぐものとする。

(会議の担当事務)

第5条 会議の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画等の進行管理に関すること。
- (2) 計画設定及び事後検証に関すること。
- (3) 計画等に係る関係所属の意見及び事業の調整に関すること。
- (4) 計画等の内部評価に関すること。
- (5) 総合計画及び総合戦略の外部評価に関すること。
- (6) 総合計画及び創発プランの総括に関すること。
- (7) 計画等に係る政策提言に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、計画等の進行管理に係る特命事項への参画及び調整に関すること。

(ワーキンググループ)

第6条 会議の円滑な遂行のために、和泉市総合計画等進行管理ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

- 2 ワーキンググループは、政策企画室、人事課及び財政課により構成し、別表2に掲げる事務を主担する。
- 3 ワーキンググループは、各取組項目に係る関係所属の職員の出席を求めることができる。
- 4 ワーキンググループは、会議及び議会への報告に必要な調査、資料作成を

行うものとする。

（関係者の出席等）

第7条 委員長は、必要と認めるときは、職員及び知識経験者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 会議及びワーキンググループに関する庶務は、政策企画室（進行管理担当課）において行う。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（令和8年8月20日）

（施行期日）

1 この訓令は、令達の日から施行する。

（第5次和泉市総合計画等進行管理要綱及び和泉創発プラン進行管理要綱の廃止）

2 第5次和泉市総合計画等進行管理要綱（平成28年9月1日制定）及び和泉創発プラン進行管理要綱（令和2年6月1日制定）は、廃止する。

別表1（第4条関係）

和泉市総合計画等進行管理会議名簿

委 員
政策企画室担当副市長
他の副市長
教育長
参与
危機管理部長
市長公室長
総務部長
環境産業部長
福祉部長
市民生活部長
こども・健康部長
都市デザイン部長
教育部長

生涯学習部長
上下水道部長
消防長
行政委員会総合事務局長
議会事務局長

別表 2（第 6 条関係）

和泉市総合計画等進行管理ワーキンググループ主担事務

室・課名	主担事務
政策企画室	計画等進行管理に係る全般的な事務 「まちづくりに関する取組」に関する事務
人事課	「組織・人づくりに関する取組」に関する事務
財政課	財政収支に係る全般的な事務 「財政健全化の取組」に関する事務